第１回審議会
資料２　　R7.12.9

宗像市災害廃棄物処理実行計画
《素案編》（案）

令和８年３月

宗像市

目　次

第１章 目的及び位置付け 1

第１節 計画の目的 1

第２節 対象とする災害廃棄物等 2

第３節 計画の位置付け 3

第４節 計画の期間 4

第５節 計画の進捗管理及び見直し 4

第２章 被災状況及び災害廃棄物等の発生量 5

第１節 被災状況 5

1 被災地域 5

2 被災状況の概要 6

3 被害状況 7

第２節 災害廃棄物等の発生量 8

第３節 し尿収集量 9

第４節 廃棄物処理施設の状況 10

第３章 災害廃棄物等の処理及び処分 11

第１節 基本方針 11

第２節 災害廃棄物等の処理体制 12

第３節 災害廃棄物等の処理フロー 14

第４節 災害廃棄物等の処理スケジュール 18

第５節 仮置場の設置及び管理 19

1 仮置場の必要面積 19

2 仮置場の設置 20

3 仮置場の配置計画 21

4 仮置場での選別 23

5 仮置場の管理及び運営 24

第６節 災害廃棄物等の処理及び処分 25

1 優先して処理すべき災害廃棄物等 25

2 災害廃棄物等の種類別処理方法 26

第７節 広域処理 27
第４章 し尿処理 28
第１節 仮設トイレの設置及び運用 28
第２節 し尿の収集運搬及び処理 29
第５章 災害情報の共有及び広報 30
第１節 情報の共有化 30
第２節 広報の手段 32

第１章　目的及び位置付け

第１節　計画の目的

※災害廃棄物処理実行計画素案編（以下「本計画」という。）は、災害廃棄物処理実行計画を事前に想定できる範囲で作成し、計画の策定方針を定めたものであるため、本留意事項及び手引編の記載内容を参考にしつつ、実際の被災状況を反映して、本計画を完成させる必要がある。特に、本文中の網掛をしている箇所は事前に想定することが困難な内容であるため、災害発生後の状況を踏まえた上で、追記する必要がある。

※本計画は、手引編の「２章 第１節　災害の想定」において示したような宗像市のみでの対応が困難で、仮置場の設置、民間事業者及び他自治体との広域処理が必要となるような大規模災害時に策定する災害廃棄物処理実行計画を対象として検討した素案である。

○発生した災害の概要を整理し、実行計画の目的を示す。

○手引編　p. 25 参照

令和〇年〇月〇日に発生した《災害の名称》（以下「本災害」という。）により、宗像市内で家屋の倒壊等大きな被害が発生した。

《災害の概要を整理し記載する。》

本災害では上記の被害により、多くの災害廃棄物等が発生している状況にある。宗像市（以下「本市」という。）において、復興・復旧をいち早く進めるために、災害廃棄物等を適正かつ円滑な処理に関する必要事項を定めることを目的として「宗像市災害廃棄物処理実行計画」を定める。

第２節　対象とする災害廃棄物等

○被災により発生した災害廃棄物等の種類を整理し、適切かつ確実に処理するために、対象とする災害廃棄物等を一覧として整理する。
○本項目では、宗像市災害廃棄物処理計画に基づいて想定しているが、被災状況によって必要があれば追記・削除する必要がある。
○手引編　p.2 参照

本計画において対象とする災害廃棄物等は、次のとおりとする。

表 1-1　対象とする災害廃棄物等

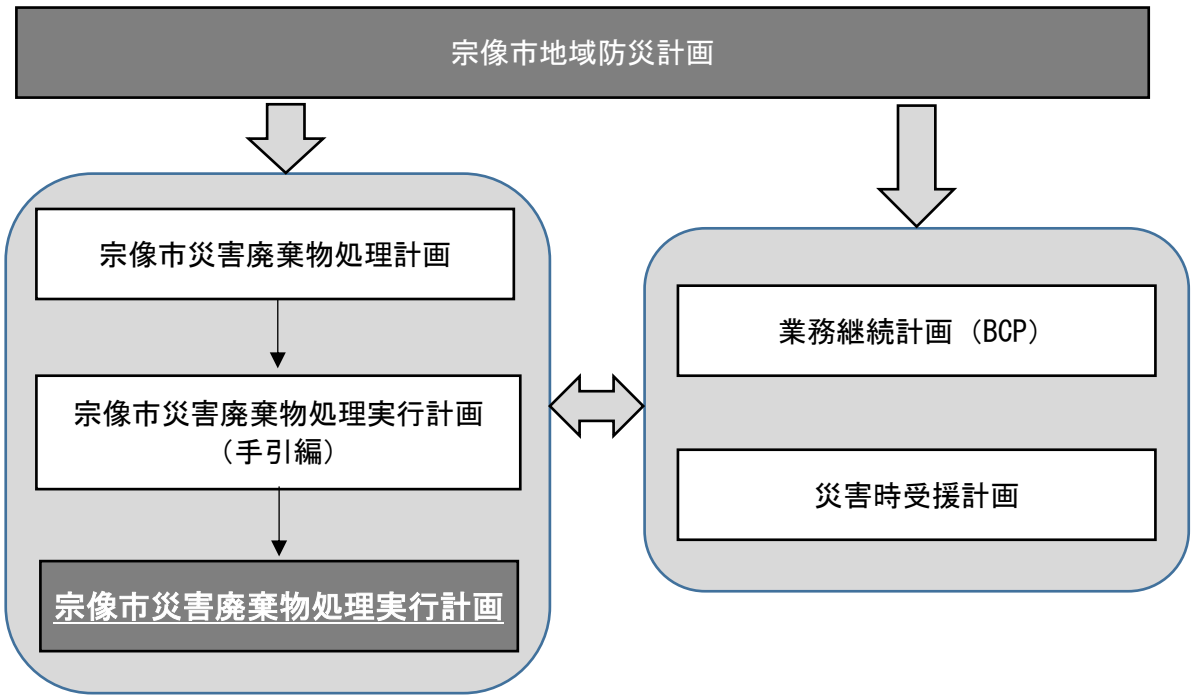
発生源	種類	廃棄物の例
地震や風水害により発生	木くず	柱、梁、壁材、流木等
	コンクリートがら	コンクリート片、コンクリートブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨、鉄筋、アルミ材等
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートくずや木くず、プラスチック、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したもの、農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
	腐敗性廃棄物	畳、水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品等
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビや洗濯機などの家電類で、被災により使用できなくなったもの
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、ＰＣＢ、感染性廃棄物等
	適正処理困難物	消火器、ボンベ類、漁網、石膏ボード等
	廃自動車等	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自動車
被災者や避難者の生活に伴い発生	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等
	し尿	仮設トイレ等からの汲取りし尿

※引用資料：「宗像市災害廃棄物処理計画（令和２年３月）」

第３節　計画の位置付け

○災害廃棄物等の処理に関する事項が示された上位計画及び関連計画を整理する。
○各計画の見直しが行われている場合もあるので、災害発生時点で最新の計画を参照する必要がある。
○手引編　p. 4 参照

本計画の位置付けは、次のとおりである。



※参考資料：「宗像市災害廃棄物処理計画（令和２年３月）」

図　1－1　計画の位置付け

第４節　計画の期間

○災害廃棄物等の処理が完了するまでの期間を対象として、本計画の実施期間を整理する。
○被災想定の際に設定した目標及び災害廃棄物等の発生量の試算を踏まえて、災害廃棄物等の処理期間の目標を示す。
○手引編　p.5 参照

本計画の策定後から、本災害よって発生した災害廃棄物等の処理が完了するまでの期間とする。

また、宗像市災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生から 1 年以内である○年○月までの処理完了を目標とする。

第５節　計画の進捗管理及び見直し

○本計画の策定後も災害対応の進捗に応じて、適宜見直しを行うものとし、処理の優先順位及び目標期間を踏まえた進捗管理を行う。

今後、災害廃棄物等の処理を行う過程で、災害廃棄物等の種類及び量の精査を継続し、当初見込んでいた災害廃棄物等の発生状況等に相違が生じた場合は、再度必要な事項について検討し改訂するものとする。

第２章　被災状況及び災害廃棄物等の発生量

第１節　被災状況

１　被災地域

○市内の被災状況を整理するため、概ねの被災地域を特定して図に示す。
○効率的な処理方法を検討するため、災害廃棄物等の処理が必要な地域を整理する。

本災害による被災地域は○○である。被災状況を踏まえて、本計画の対象地域を○○とする。



図 2-1　被災地域及び計画対象地域

2　被災状況の概要

○災害の種別（地震、風水害等）、災害の規模、生活環境、インフラへの影響、周辺自治体の被災状況等を整理する。
○図　2-2では、民家、民間の事業所、一般廃棄物処理施設等の被災状況が分かる写真を示す。

《災害の概要を整理し詳細に記載する。》



図　2-2　本災害による被害の状況

3　被害状況

○災害による被害状況を整理する。特に、家屋の倒壊棟数は災害廃棄物等を算出する上で重要な項目となるため、可能な限り最新かつ正確な情報を記載する。
※《 》内は被害状況の把握が概ね完了した場合の記載例である。

本災害による家屋の倒壊棟数は次のとおりである。被害状況は、本計画策定時点においても、継続して調査中であるため、詳細な被災棟数等が判明後に適宜本計画に反映する。《被害状況の把握は完了しているため、以下に示した倒壊棟数を前提とした災害廃棄物等の処理計画を検討する。》

表 2-1　本市における被害状況（〇年〇月〇日時点）

項目	棟数	備考
全壊		
半壊		
合計		

第２節　災害廃棄物等の発生量

○被災状況の調査結果をもとに、本災害における災害廃棄物等の発生量の推計結果を示す。また、発生量の推計の際には、処理方法等を検討するために、組成別の発生量も合わせて整理する。
○最終的な処理、処分及び再資源化量については、事業者等との事前協議の結果に基づいて、適宜設定し、実際の災害廃棄物等の性状に合わせて、下記の表を追記する。
○推計方法：手引編　p.29～32 参照

本計画で想定する災害廃棄物等の発生量は次のとおりである。

表 2-2　災害廃棄物等の発生量（全体）

項目	発生量（t）	備考
建物解体に伴い発生する災害廃棄物		
片付けごみ量		

表 2-3　災害廃棄物等の発生量（組成別）

項目	発生量（t）	備考
柱角材		
可燃物		
不燃物		
コンクリートがら		
金属くず		
その他		
合計		

表 2-4　津波堆積物の発生量

項目	単位	数値	備考
津波浸水面積	㎡		
津波堆積物	t		

表 2-5　避難所ごみ量

項目	単位	数値	備考
避難所収容人数	人		
避難所ごみ量	t		

第３節　し尿収集量

○上下水道施設等が被災した際には水洗トイレが利用できなくなるため、避難所等に設置する仮設トイレの利用が増加し、そこから発生するし尿量が増加することが想定される。収集する必要のあるし尿の量及び仮設トイレの必要基数を整理する。
○推計方法：手引編　p.64～65 参照

本計画で想定するし尿収集量及び仮設トイレの必要基数は次のとおりである。

表 2-6　し尿収集量及び仮設トイレの必要基数

項目	単位	数値	備考
し尿収集量	kL		
仮設トイレ必要基数	基		

第４節　廃棄物処理施設の状況

○玄界環境組合における廃棄物処理施設の被災状況を整理する。
○廃棄物処理施設における処理可能量を示すことで、本市のみで災害廃棄物等の処理が可能か判断する。
○推計方法：手引編　p.33～38 参照
○その他関連事項：手引編　p.26～28 参照

処理可能量の試算結果を表 2-7 に示す。また、処理可能量及び災害廃棄物等の発生量を比較した結果、本市単独での処理は困難であるため、各種協定等を活用し広域的な災害廃棄物等の処理を行う。

表 2-7　各廃棄物処理施設における処理可能量の試算結果

項　目		玄界環境組合 古賀清掃工場	玄界環境組合 宗像清掃工場
①	日平均処理能力	260t/日	160ｔ/日
②	稼働日数 災害発生時の仮定値	300 日	300 日
③	処理能力(公称能力) ①×②	78,000t/年	48,000t/年 160t/日×300 日
④	処理実績	（　　）	（　　）
⑤	余裕分 ③-④	（　　）	（　　）
⑥	【中位シナリオ】 処理可能量 ⑤×10%	（　　）	（　　）
⑦	【中位シナリオ】 処理可能量１年目 ⑥×（1-0.21）	（　　）	（　　）
⑧	【高位シナリオ】 処理可能量 ⑤×20%	（　　）	（　　）
⑨	【高位シナリオ】 処理可能量１年目 ⑧×（1-0.21）	（　　）	（　　）

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 14-4】（平成 31 年４月１日）」

表 2-8　広域処理の必要性の検証

項目	発生量（ｔ）	備考
処理可能量		
災害廃棄物等の発生量		

判定	t>　　t　⇒　広域処理が必要

第３章　災害廃棄物等の処理及び処分

第１節　基本方針

○災害廃棄物等の処理及び処分に関わる基本方針を整理する。迅速な処理、環境への配慮及び安全性の確保を示す。

○手引編　p.5 参照

大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物等について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障がないよう適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することを基本方針とする。

また、処理方法は、環境負荷の低減、資源の有効活用及び処分量の減量化の観点から、可能な限り分別及び再生利用する。さらに、災害廃棄物等の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理する。

第２節　災害廃棄物等の処理体制

○本市の災害廃棄物等に関する処理体制を整理する。また、必要に応じて、県及び国等の役割を示す。
○手引編　p.12～17 参照

災害廃棄物等の処理対策に関する業務は、市民対策班が行う。市民対策班は、災害対策本部における関係各班と情報共有するとともに連携して、災害廃棄物等の処理の実施、処理に係る指揮調整、住民等への広報、被災状況等の情報管理、人材や資機材の調整、外部との契約、補助金の取得を含む資金管理等を行う。

災害廃棄物等は、原則として所有者の責任において本市が指定した場所等へ搬出する。ただし、災害の規模に応じて被災者自ら搬出することが困難なときや道路等に散在し緊急に処理する必要があるときは、建設班及び市民対策班が収集及び処理を行う。

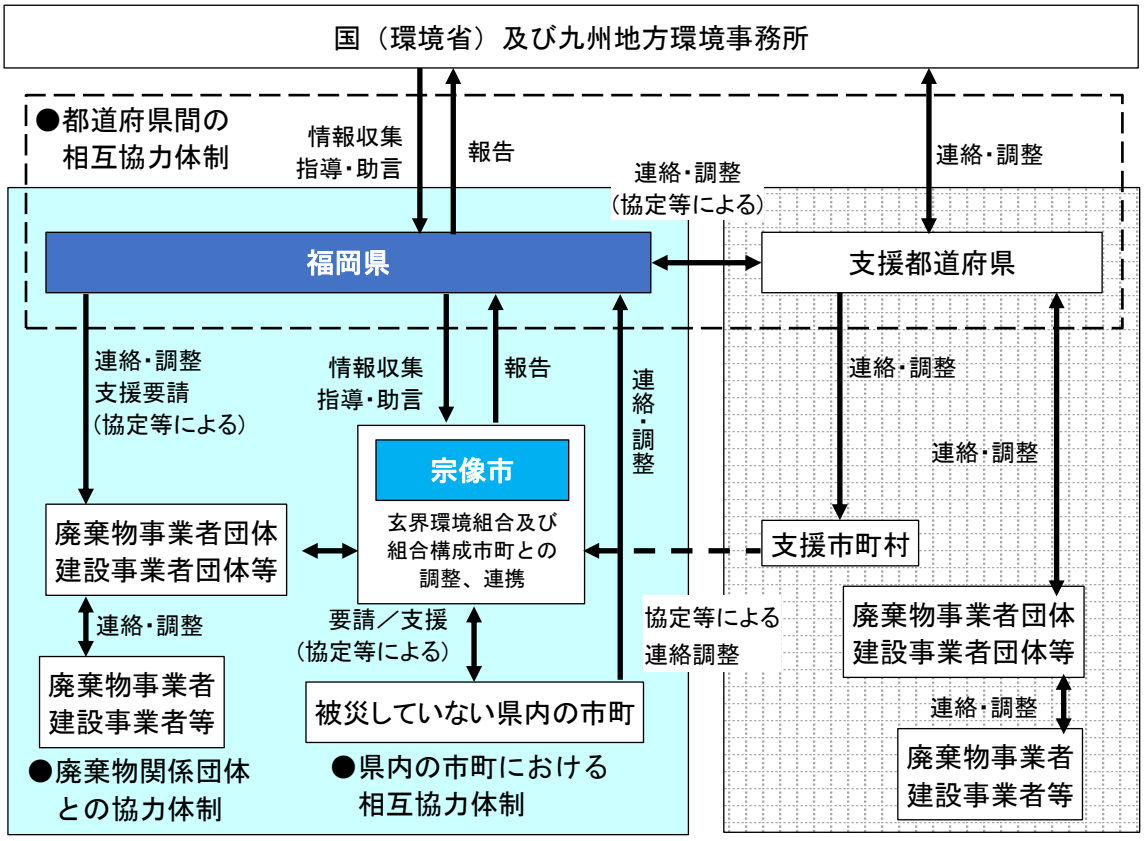
表 3-1　災害廃棄物等の担当組織

対策班(部)名	所属		分担作業
市民対策班	市民協働部	コミュニティ協働推進課（主管課）	1) 活動業務全体調整
		文化スポーツ課	2) 瓦礫、障害物等の処理
		人権対策課	3) 被災家屋等の消毒
		男女共同参画推進課	4) 動物の保護・収容
		市民課	5) 自走式トイレカー等仮設トイレの設置
			6) し尿の処理
	環境部	環境課（主管課）	7) 遺体の収容、安置、火葬
		脱炭素社会推進課	8) 下水道及び雨水排水対策
		下水道課	9) 自主防災組織等との連絡調整
			10) 宗像地区事務組合との連絡調整
	監査委員事務局	監査委員事務局	11) ボランティアセンターとの連絡調整
			12) 所管施設の応急対応
			13) 廃棄物関係施設の応急対応
建設班	都市管理部	アセットマネジメント推進課（主管課）	1) 風水害、土砂災害等への警戒
		施設整備課	2) 所管施設の被害調査、応急対策、災害復旧事業の推進
		維持管理課	3) 被災地の現地調査
		建築課	4) 道路情報等の収集、通行規制、広報
			5) 道路、河川上の障害物除去
	都市再生部	都市再生課（主管課）	6) 道路交通の確保
		地域公共交通政策室	7) 被災建築物、宅地・家屋等の応急危険度判定
		都市計画課	8) 仮設住宅の建設、入居者の選定
		雨水対策室	9) 市庁舎・通信施設保全管理・復旧
			10) 公共施設等の利用調整
			11) 公用車等の確保・配車
			12) 所管施設の巡視
			13) 援護支援対策

※引用資料：「宗像市地域防災計画（令和７年５月）」

災害廃棄物等の処理については、平時と同様に玄界環境組合で実施する。

また、被災状況及び災害廃棄物等の発生量を検討した結果、玄界環境組合単独で処理が困難であるため、県、県内市町、一部事務組合及び民間団体と協力・連携し、広域的な処理を進めていくものとする。



※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 8-1】（令和２年３月 31 日）」

図 3-1　災害廃棄物等の処理に係る広域的な相互協力体制

第３節　災害廃棄物等の処理フロー

○災害廃棄物等の発生状況を踏まえて、対象とする災害廃棄物等の分別区分を示す。
○また、災害の状況に応じて適宜分別区分は整理する必要がある。
○手引編で想定した処理フローをもとに、被災状況に応じた災害廃棄物等の処理フローを検討する。
○手引編　p.9～11、59～61 参照

災害廃棄物等の処理、資源化及び処分を効率的に行う観点から、本市災害廃棄物処理計画を踏まえ、分別区分は次に示すとおりとする。

表 3-2　災害廃棄物等の分別区分

分別区分	ごみの種類	処理、資源化及び処分
柱材、角材	木質廃棄物のうち、重機や手選別でおおむね 30cm 以上に明確に選別できるもの（倒壊した生木も含む）。	木質チップとし燃料化又は原料として売却、既往焼却施設で焼却等
コンクリートがら	主に建物や基礎等の解体により発生したコンクリート片、コンクリートブロック等で、鉄筋等を取り除いたもの。	再生資材として活用
可燃物	木材及びプラスチック等で構成され、小粒コンクリート片や粉々になった壁材等と細かく混じり合った状態から可燃分を選別したもの。	焼却施設で焼却
金属くず	災害廃棄物等の中に混じっている金属片で、選別作業によって取り除かれたもの（自動車や家電等の大物金属くずは含まない）。	金属くずとして売却
不燃物	コンクリート、土砂等で構成され、小粒コンクリート片や粉々になった壁材等及び木片、プラスチック等が細かく混じり合った状態から、不燃分を選別したもの（再生資材として活用できないもの）。	最終処分場で埋立（再生資材として活用できないもの）
土木系	水底及び海岸に堆積していた砂泥が陸上に打ち上げられたもの（津波堆積物を含む）。	再生資材、埋立土材等として活用

※参考資料：「宗像市災害廃棄物処理計画（令和２年３月）」

本計画における片付けごみとは、主に自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される家具、家電、畳、敷物等の災害廃棄物等とする。

片付けごみは、通常排出されている家庭系ごみと種類及び性状は同様であるため、家庭系ごみの出し方に準じて分別排出する。

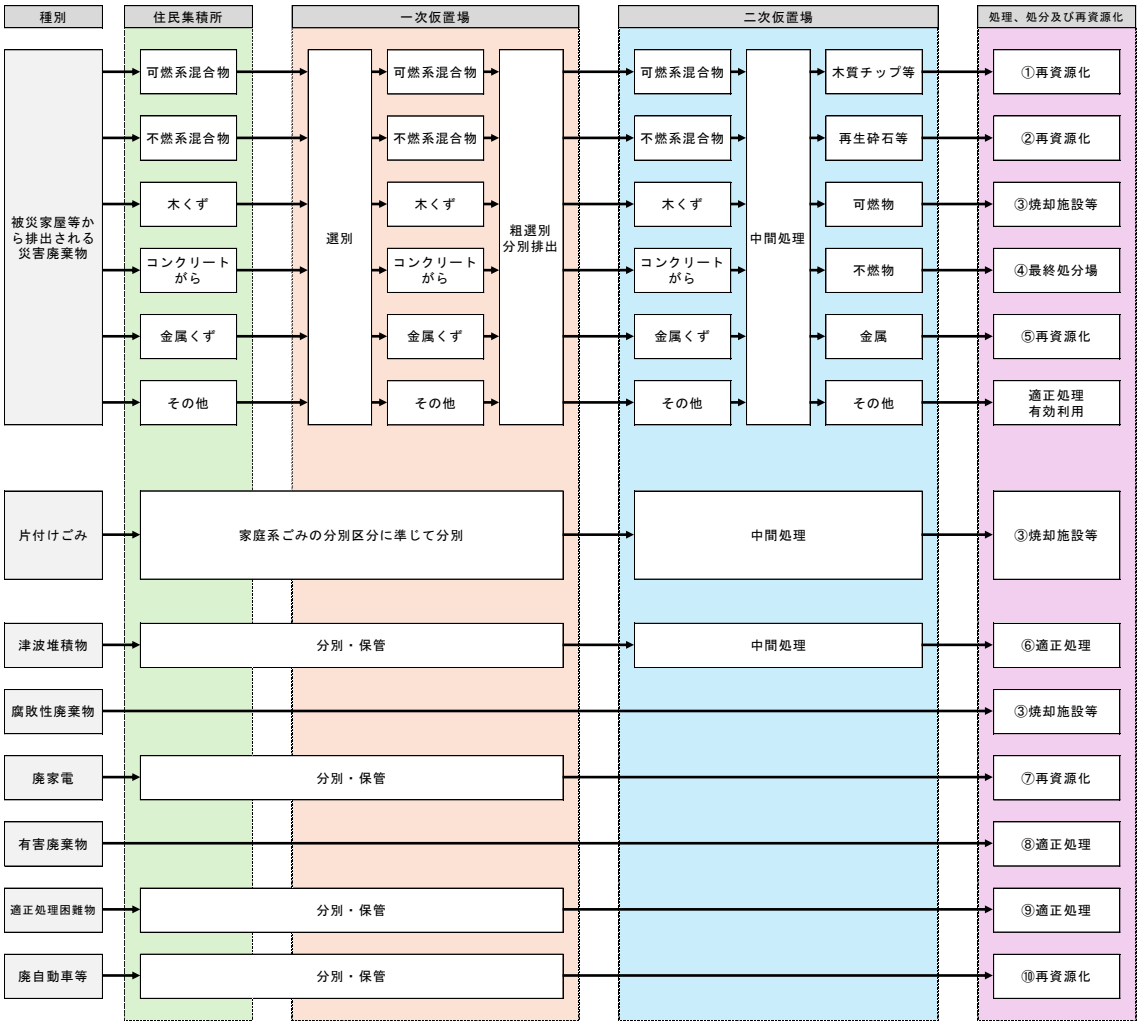
表 3-3　片づけごみの分別区分

分別区分	ごみの種類	処理、資源化及び処分
燃やすごみ	分別及び資源化が困難な可燃性の廃棄物全般	焼却施設で焼却後、焼却残渣は資源化
粗大ごみ	一番長い部分の長さが１ｍを超え､かつ重さが 40kg 以下のもの １ｍを超えないが､家の前での収集を希望するもの	処理施設で破砕及び選別処理後、残渣類は焼却処理し、金属類は資源化
缶	空き缶（飲食用)、菓子箱（金属製)、粉ミルクの缶、ペットフードの空き缶、ミルクの缶等	処理施設で選別処理後、資源化
ガラス	空きびん（飲食用以外)、板ガラス、温度計、鏡、花瓶、ガラス製品（コップ及び食器等)、金魚鉢（ガラス製）等	
紙パック	牛乳パック等	処理施設で保管後、資源化
白色トレイ	両面白色で、つまようじが刺さる発泡トレイ	処理施設で選別処理後、圧縮梱包し資源化
ペットボトル	ペットボトルマークの付いているもの	
プラスチック製容器包装	菓子袋、カップめんの容器)、緩衝材、キャップ、ケチャップの容器、米袋、シャンプー容器、しょうゆ入れ等	
びん （無色透明、茶色及びその他色）	空きびん（飲食用)、薬のびん（飲用）等	処理施設で色別に選別処理後、資源化
使用済小型家電	電話機、ラジオ、デジタルカメラ、懐中電灯、電卓、電子辞書、カーナビ、これら機器の付属品等	処理施設で保管後、資源化
蛍光管及び電球	蛍光管、電球、豆電球等	
電池	乾電池、ボタン型電池等	
使用済みてんぷら油	食用油、廃油（食用）	
新聞紙	折込みチラシ、新聞紙等	
雑誌及び雑紙	空き箱（紙製)、菓子箱（紙製)、カタログ、紙袋、カレンダー、広告及びチラシ類、チラシ及び広告類、ティッシュペーパーの箱、電話帳、ノート、はがき、箱（タバコ及びお菓子）等	処理施設で保管後、資源化
ダンボール	ダンボール	
古布	衣類（古着)、カーテン（レースカーテン含む)、シーツ、シャツ、スーツ、セーター、タオル及びタオルケット、布	

分別区分	ごみの種類	処理、資源化及び処分
	類等	
羽毛布団	品質表示がダウン50%以上の羽毛布団	
金物	アイロン、空き缶（飲食用以外）、アタッシュケース、圧力鍋、アルミ鍋、アルミ容器、泡立て器、安全ピン、一斗缶、井戸用ポンプ、鋳物鍋（鉄及び銅製の鍋）、腕時計当	処理施設で選別処理後、資源化
カセットボンベ及びスプレー缶	カセットガスボンベ、スプレー缶、卓上用ガスボンベ（カセットボンベ）等	
陶磁器	植木鉢（陶器）、軽石、急須（陶磁器）、七輪、スレート、せともの、タイル、茶わん（陶器）、砥石、陶磁器等	埋立処分
土砂及びがれき	石、コンクリートブロック、スレート、タイル、土、れんが、モルタル等	

※参考資料：「宗像市一般廃棄物処理計画（令和７年３月）」

本災害における災害廃棄物等を次に示したフローで処理する。



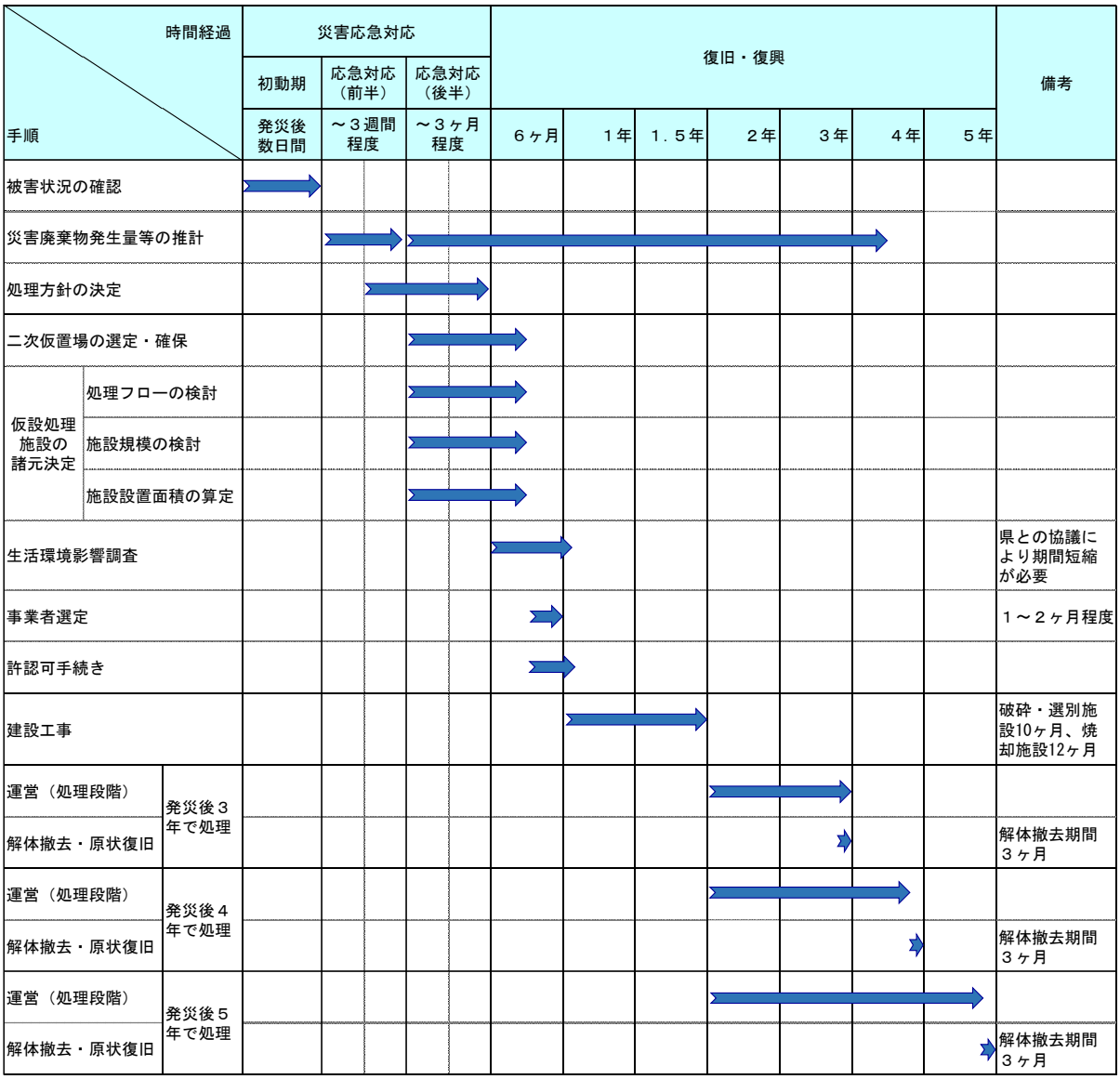
※参考資料：「宗像市災害廃棄物処理計画（令和２年３月）」

図 3-2　災害廃棄物等の処理フロー（例）

第４節　災害廃棄物等の処理スケジュール

○手引編で想定した処理スケジュールをもとに、被災状況に応じた災害廃棄物等の処理スケジュールを検討する。
○手引編及び下記で示した図は、仮設処理施設の設置を実施するものとして整理しているが、仮設処理施設を設置しない場合は、適宜不要な項目を削除すること。
○手引編　p. 62～63 参照

災害廃棄物等の処理スケジュールを次に示す。
また、本災害における災害廃棄物等を適切に処理し、迅速な復興を行うため、○○に仮設処理施設を設置する。



※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 14-5】（平成 31 年４月１日）」

図 3-3　災害廃棄物等の処理スケジュール（仮設処理施設の設置を含む）

第５節　仮置場の設置及び管理

１　仮置場の必要面積

○各仮置場の設置の有無を判断し、設置が必要な場合は必要面積を算出する。
○手引編　p. 45～48 参照

迅速で効率的な災害廃棄物等の処理を行うために、住民専用集積所、一次仮置場及び二次仮置場を設置する。また、災害廃棄物等の発生量を加味した必要面積は次のとおりである。

表 3-4　仮置き場の必要面積

項目	必要面積（ha）	備考
一次仮置場		
二次仮置場		

2　仮置場の設置

○災害廃棄物等の発生量の推計結果をもとに、仮置場の設置の有無を検討し、設置する必要のある場合は候補地リストから選定し、受け入れ対象等を整理する。
○手引編　p. 7～8 参照

本市は、被災家屋から排出される災害廃棄物等を自己搬入する場所として住民専用集積所を設置する。

また、一次仮置場は、住民専用集積所等の災害廃棄物等を分別して、一定期間保管する場所として設置し、二次仮置場は、災害廃棄物等の処理、資源化及び処分に当たって、委託先の品質（受入基準）に応じた中間処理（破砕、選別等）を行う必要があると判断した場合に設置する。

表 3-5　住民専用集積所

対象エリア	公園、広場等	所在地	管理者

表 3-6　一時仮置場

広場、空き地等	所在地	管理者

表 3-7　二次仮置場

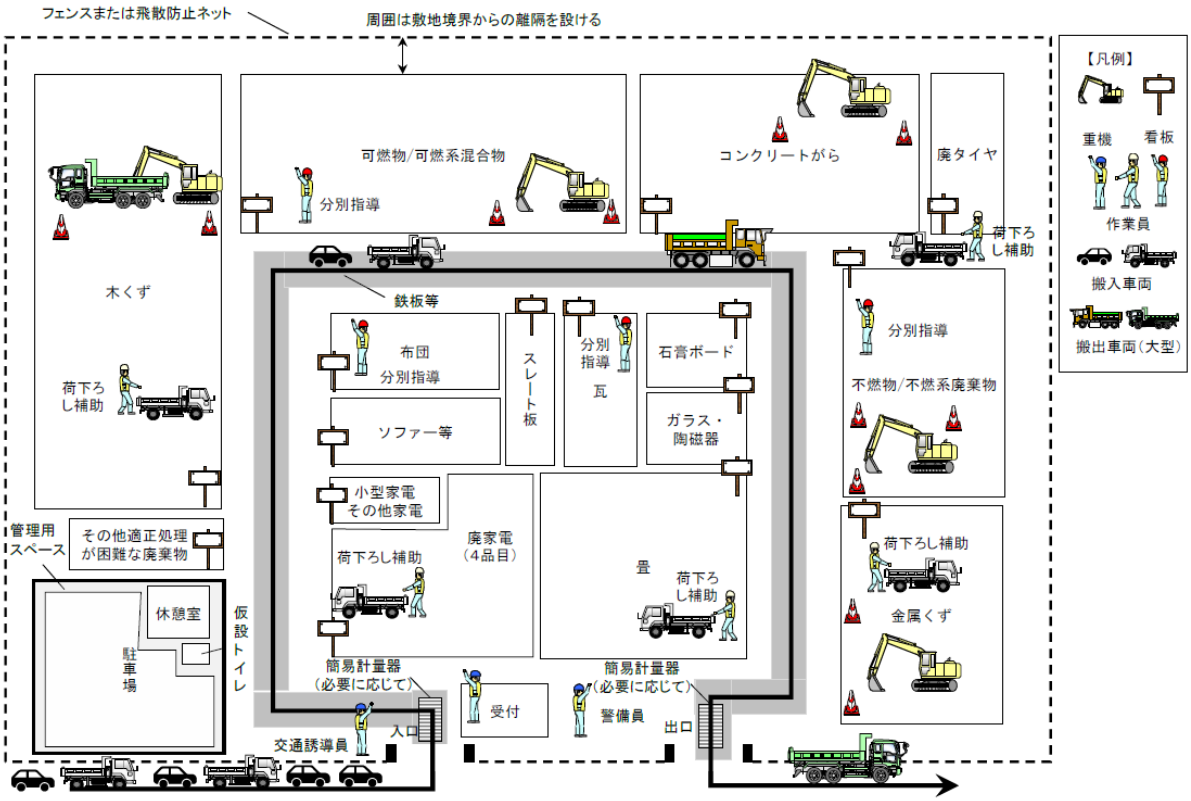
広場、空き地等	所在地	管理者

3　仮置場の配置計画

○仮置場の状況に合わせて、レイアウトを検討し示す。また、配置計画の検討を行う際には、「仮置場配置自動作成ツール」を活用する。

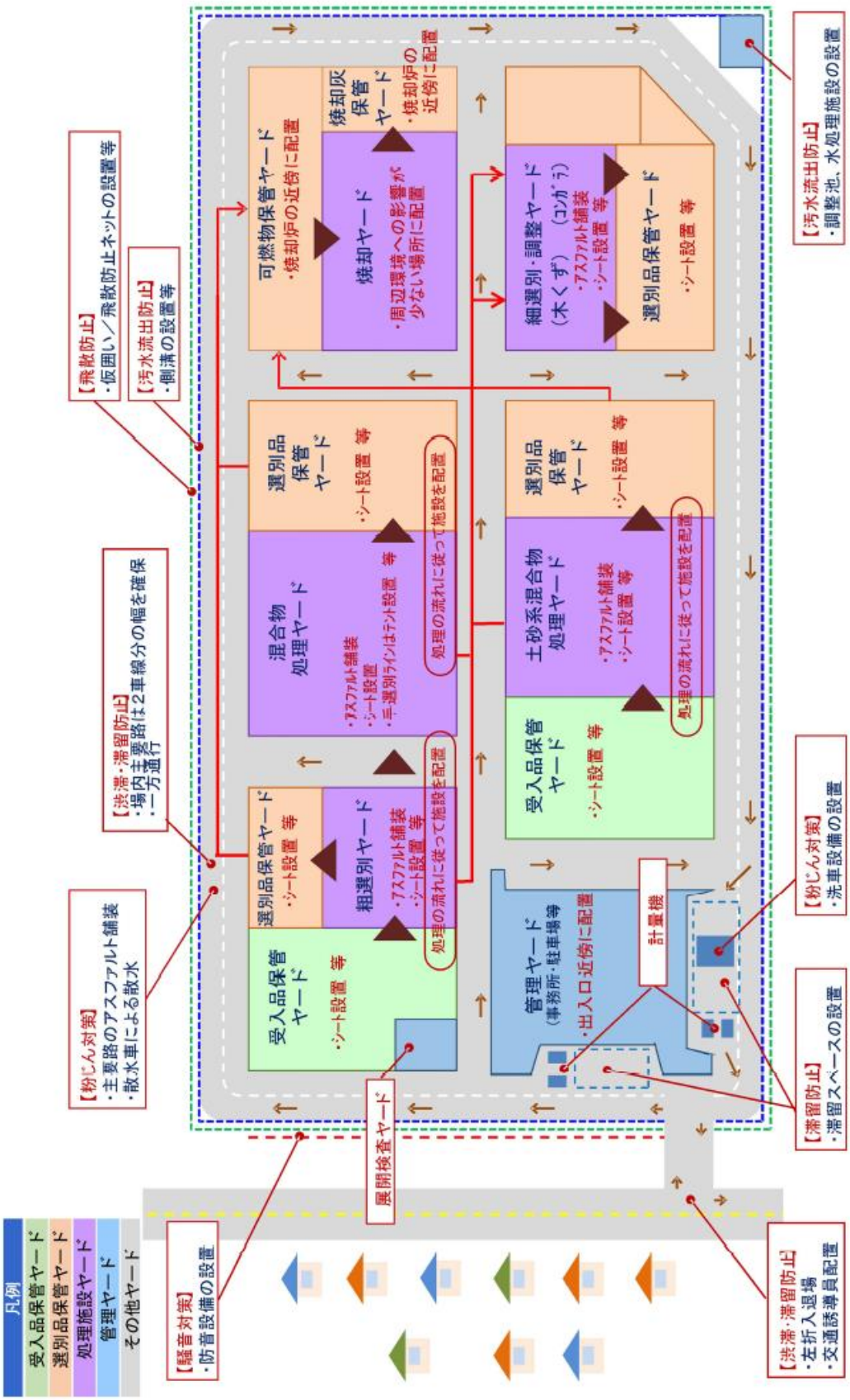
○手引編　p. 49～52 参照

仮置場のレイアウトは次に示すとおりとする。



※引用資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 18-3】（令和５年１月 20 日改訂版）」

図 3-4　一次仮置場（住民専用集積所）の配置計画



※引用資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 18-3】（令和５年１月 20 日改訂版）」

図 3-5　二次仮置場の配置計画

4　仮置場での選別

○仮置場における搬入の対象物及び仮置場内の選別方法を整理する。
○手引編　p. 49～52、59 参照

（1）住民専用集積所

被災地区に近い、原則として公有地（公園、地域広場等）に発災後速やかに設置し、被災家屋から排出される災害廃棄物等を対象として、期間を限定し受け入れる。

また、道路通行の支障及び生活環境の悪化を招かないよう適正に管理する。

その後の処理を円滑に行うため、表　1－1 に基づいた分別区分を設定し、それに従って排出するよう指導する。

（2）一次仮置場

一次仮置場に搬入する災害廃棄物等は、可能な限り被災現場及び住民専用集積所で分別して一次仮置場に搬入する。

一次仮置場では、重機及び手選別によって柱材、角材、コンクリートがら、金属くず及びその他危険物を分別及び保管する。

また、柱材、角材及び金属くずは売却し、コンクリートがらは産業廃棄物処理業者に処理を委託し、その他危険物等は、専門業者に引渡し処理する。

（3）二次仮置場

二次仮置場においては、主に、混合廃棄物の選別を破砕機、大型ふるい及び手選別で行う。可能な限り破砕及び選別を行った上で再資源化を行うため、災害廃棄物等の種類を確認し、対象物及び処理処分先に合わせて、破砕及び選別機の選択を行う。

また、二次仮置場等に仮設処理施設を設置する場合には、生活環境保全上支障が生じないよう配慮する必要がある。

5　仮置場の管理及び運営

○仮置場を設置する場合に、留意すべき管理及び運営の方法を整理する。
○手引編　p.53～55 参照

次に示す事項を踏まえ管理及び運営する。

表 3-8　仮置場の管理及び運営方法

項　目	内　容
交通整理	・仮置場に災害廃棄物等を搬入する車両で交通渋滞を起こすおそれがあるため、仮置場への搬入経路を設定し周知を徹底する。 ・必要に応じ、誘導員による交通整理、搬入車両の誘導等の対応を行う。
搬入路の整備	・搬入路については、大型車がアクセスできるコンクリート、アスファルト及び砂利舗装された道路（可能な限り幅 12m程度以上）を確保し、必要に応じて地盤改良を行う。
路盤整備	・仮置場の地盤について、特に土（農地を含む）の上に集積する場合、散水に伴う建設機械の作業性を確保するため、仮設用道路等に使う「敷鉄板」等を確保する。
搬入及び搬出管理	・災害廃棄物等の作業効率の向上、不法投棄、不適正廃棄等を防止するために、管理要員を配置し、搬入及び搬出の管理を徹底する。（身分証、搬入申請書の提出ルール化等） ・受入時間、排出方法、場内の利用方法等について周知徹底する。時間外は搬入できないよう措置をする。必要に応じて巡回監視を行う。 ・災害廃棄物等の発生量の把握及び処理コスト算出の根拠とするため、車両台数、おおむねの搬入量、搬出量、処理量、資源化量等を記録し実績把握を行う。
安全管理	・作業員は、安全及び衛生面に配慮した服装に加え、粉じんの飛散に備え、防じんマスク、めがね、手袋、安全靴等の着用を義務付ける。 ・場内は原則一方通行とし、渋滞及び混乱を避ける。
分別管理	・備品（案内版、立看板、シート等）の確保及び備蓄を推進する。 ・種類ごとに区画を設け、見やすく、分かりやすい看板を設置し、管理要員による誘導等により分別を徹底する。 ・現状復帰を視野に、処理の進捗を踏まえて区画の見直しを行う。
火災予防	・発火及び発熱防止の観点から、高さ５ｍ以上積上げを行わない。 ・濡れた畳及びマットレスを積上げて保管すると火災の原因になる可能性があるため、乾かしてから保管する。 ・スプレー缶及びライター類は火の気や可燃物のない風通しの良い場所でガス抜きを行った後、日陰で保管する。 ・鉛蓄電池（自動車、オートバイ等から発生）は火災発生の原因となることから、山から取り除き別途保管する。重機で踏みつぶさないように注意する。 ・万が一の火災発生時の消火活動を容易にし、延焼を防止するため、堆積物同士の離間距離を２ｍ以上設け、面積を 200 ㎡以下とする。 ・可能な限り、消火用水及び消火器を準備する。

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 18-4】（平成 31 年４月１日）」

第６節　災害廃棄物等の処理及び処分

１　優先して処理すべき災害廃棄物等

○仮置場及び廃棄物処理施設に搬入が予想される災害廃棄物等の中で、処理が遅れることによって発生する問題を防止するため、処理の優先順位を定める。
○手引編　p.57～58 参照

災害発生時は、災害廃棄物、片付けごみ及び避難所ごみへの対応等により収集運搬車両が不足することが見込まれる。そのため、処理の優先順位を定めて効率的な収集運搬及び処理を実施する。

ごみの特性を踏まえ、処理の優先順位を次のとおりとする。

表 3-9　優先して処理すべき災害廃棄物等

優先順位	ごみの種類	留意事項	管理、処理方法
高 ↕ 低	感染性廃棄物	医療行為に伴い発生する廃棄物、注射針、血の付着したガーゼ等の回収方法及び処理方法の詳細は関係機関と調整し設定する。	専用容器に入れて分別保管し、関係機関との調整結果を踏まえ早急に処理する。
	簡易トイレ、携帯トイレ等の便袋	一般的に便は薬剤で固められており、衛生的な保管が可能であるが、感染や臭気の漏洩も懸念される。	密閉して分別保管後、早急に回収し焼却処理する。
	腐敗性廃棄物	生ごみは腐敗が早く、ハエ等の害虫及び悪臭の発生が懸念される。	指定収集袋等に入れて分別保管し、早急に回収し焼却処理する。
	可燃ごみ	可燃ごみ（生ごみ等の腐敗性の廃棄物を除く）は、衛生面での優先度は低いが、かさばるため、広い保管場所を要する。	指定収集袋等に入れて分別保管し、定期的に回収し焼却処理する。
	不燃ごみ、資源物等	不燃ごみ、資源物等については保管が可能であるため優先度は低い。収集運搬体制が安定するまでの間は保管し、安定後に回収を開始する。	分別して保管したものを、定期的に回収し処理する。

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 24-15】（令和５年１月 20 日）」

2　災害廃棄物等の種類別処理方法

○発生が想定される災害廃棄物等の具体的な処理方法を示す。
○手引編　p. 60 参照

災害廃棄物等の種類別処理方法の概要は次のとおりである。

表 3-10　災害廃棄物等の種類別処理方法

項目	対象	方法	対応
①再資源化	ボード原料、燃料チップ等	引き取り業者によって再資源化	《引き取り業者》 ・
②再資源化	土木資材	引き取り業者によって再資源化	《引き取り業者》 ・
③焼却施設等	可燃物等	一般廃棄物処理基本計画に基づいて、平時の処理フローと同様に処理する	《焼却施設》 ・玄界環境組合 宗像清掃工場 ※広域処理を行う場合は、適宜協力施設にて処理を行う。
④最終処分場	不燃物等	一般廃棄物処理基本計画に基づいて、平時の処理フローと同様に処理する	《最終処分場》 ・玄界環境組合 宗像清掃工場 最終処分場 ・宗像市不燃物埋立処分場 ・大島一般廃棄物最終処分場
⑤再資源化	金属	引き取り業者によって再資源化	《引き取り業者》 ・
⑥適正処理	津波堆積物	津波堆積物の組成を分析し、適宜焼却、埋立及び再資源化により適正処分	「②再資源化」、「③焼却施設等」、「④最終処分場」等の対応に基づく。
⑦再資源化	廃家電	小型家電リサイクル法に基づいた再資源化	《引き取り業者》 ・
⑧適正処理	有害廃棄物	専門処理業者に委託	《引き取り業者》 ・
⑨適正処理	適正処理困難物	専門処理業者に委託	《引き取り業者》 ・
⑩再資源化	廃自動車	自動車リサイクル法に基づいた再資源化	《引き取り業者》 ・

※本表の「項目」に記載した内容は、図 3-2 における「処理、処分及び再資源化」の記載と同様の内容を意味する。

※参考資料：「宗像市災害廃棄物処理計画（令和２年３月）」

第７節　広域処理

○広域処理の必要がある場合はその方法を整理する。事前に結んでいるもので活用した協定や臨時に支援を依頼した内容等の概要をまとめる。
○手引編　p. 16～17 参照

広域処理のため、活用する協定等は次のとおりである。

表 3-11　広域処理に関する概要

項目	概要

第４章　し尿処理

第１節　仮設トイレの設置及び運用

○必要基数の検討に基づいて、仮設トイレを設置し、その運用方法等を整理する。

本災害により自宅等から避難が求められる市民がいるため、避難所などに仮設トイレを設置する必要がある。また、仮設トイレの設置及び運用に関する留意事項は次に示すとおりである。

表 4-1　仮設トイレの設置及び運用に関する留意事項

項目	概要
情報収集及び処理体制の検討	①被害状況の把握に努める。また、宗像終末処理場の状況を確認し、被災後も処理を継続することが可能かを検討する。 ②避難所が必要か検討し、避難所における既存トイレの状況をふまえつつ、仮設トイレが必要か判断する。 ③平常時のし尿の収集運搬体制の現状を確認し、許可業者が仮設トイレから発生するし尿も合わせて対応可能か確認する。浸水地域等の悪条件の地域、避難所、仮設トイレ等の重要度及び使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。 ④収集した情報を踏まえて、仮設トイレから発生するし尿を含んだ処理フローを検討する。 ⑤本市の処理体制のみで能力が不足する場合は、近隣自治体の状況を確認し、必要に応じて支援体制を整備する。
仮設トイレの設置	①第２章第３節で算出した仮設トイレの必要基数及び災害発生時の本市備蓄数を比較し、不足分については民間事業者及び周辺自治体に支援を要請する。 ②以下の点に注意しながら、避難所に配備した職員を中心として、仮設トイレを設置する。 ・仮設トイレの機種選定にあたっては、高齢者、障がい者等に配慮したものであって、くみ取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置する。 ・屋外に設置する場合は、避難者に配慮した場所に設置することを優先しつつ、し尿収集車の汲み取りスペースも確保する。 ・男女別のトイレの設置、照明の確保、トイレットペーパーの配備等を考慮して可能な限り利用者に配慮した設備とする。 ・使用時の注意点及び故障時の連絡先を示した文章を分かりやすいところに掲示する。 ・必要に応じて自走式トイレカーの活用を検討する。

項目	概要
	・設置した仮設トイレを管理するために、設置基数及び設置箇所を示した仮設トイレ配置図を作成する。
仮設トイレの維持管理	①仮設トイレを清潔かつ長期的に使用するために、仮設トイレの維持管理の方法を避難所の責任者に共有し、各避難所において自主的な維持管理を推進する。 ②仮設トイレの故障などによって、緊急の対応が必要となった場合は、必要に応じて新たな仮設トイレの設置を検討する。 ③民間事業者及び周辺自治体の支援を受けつつ、仮設トイレから発生するし尿を適切に処理及び運搬をする。 ④トイレットペーパーの残数に注意し、補充を避難所の職員に委任する。また、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。
仮設トイレの撤去	・仮設トイレは、避難所等の開設状況及び下水道等の復旧状況に応じて、不要になったものは速やかに撤去する。また、撤去する際は住民への周知を図るために、撤去時期の掲示等を行う。

第２節　し尿の収集運搬及び処理

○し尿の収集運搬及び処理に関する事項を整理する。

災害時におけるし尿等の収集運搬体制を整理する際に留意すべき事項は、次に示すとおりである。

表 4-2　し尿の収集運搬及び処理

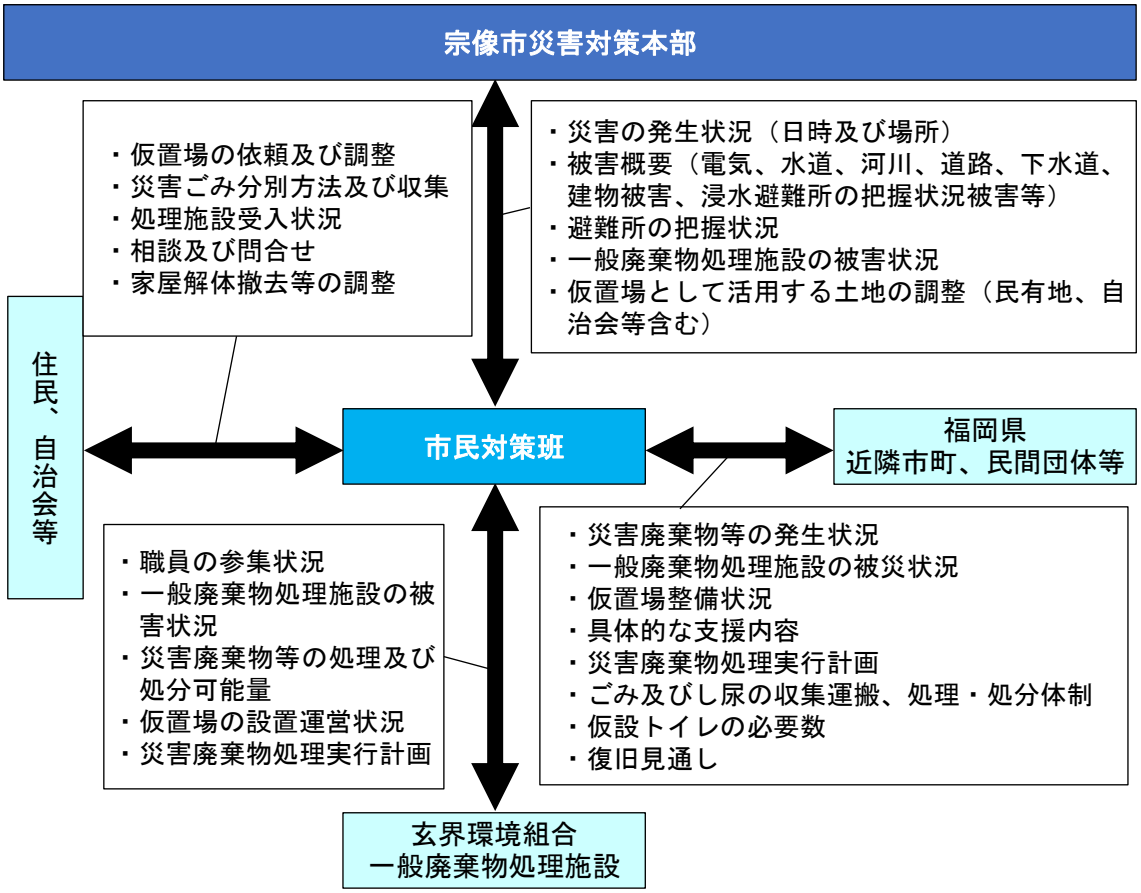
項目	概要
収集体制の検討	①被災状況及び避難所の設置状況を把握したうえで、通常の収集運搬を考慮した収集体制を検討する。 ②民間事業者及び周辺自治体の支援を受ける場合は、相互に情報共有を図りながら、適切な収集運搬体制を構築する。 ③処理方法及び最終処分についても考慮したうえで、し尿等の収集運搬体制を検討する。
収集運搬及び処理	①移動可能なバキューム車を確保し、避難所から発生するし尿を優先的に収集する。 ②バキューム車が不足する場合は、近隣自治体、民間事業者等に支援を要請する。 ③宗像終末処理場が被災し処理が困難となった場合は、近隣自治体に支援を要請し広域的に処理を行う。

第５章　災害情報の共有及び広報

第１節　情報の共有化

○周辺自治体、県等の外部との情報の管理体制を整理する。
○手引編　p. 12～15 参照

発災後、初動期において迅速に災害廃棄物等の処理体制を構築し処理を進めるため、市内の災害廃棄物等の発生量、廃棄物処理施設の被害状況等について速やかに情報収集を行う。また、応急対応期、復旧及び復興期において災害廃棄物等の処理を計画的に実施するために、処理施設の被災状況及び災害廃棄物等の集積情報について各主体と情報を共有する。



※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 8-1】（令和２年３月 31 日）」

図　5-1　災害時の情報共有

表 5-1　県との情報共有

区分	情報共有項目	目的
災害廃棄物の発生状況	・災害廃棄物の種類と量 ・必要な支援（収集・運搬等）	迅速な処理体制の構築支援
廃棄物処理施設の被災状況	・被災状況 ・復旧の見通し ・必要な支援（他自治体への応援要請等）	
仮置場整備状況	・仮置場の位置と規模 ・必要資材の調達状況 ・運営体制の確保に必要な支援	
腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況	・腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ・有害廃棄物の種類と量及び拡散状況	迅速な生活環境の保全に向けた支援

※引用資料：「宗像市災害廃棄物処理計画（令和２年３月）」

第２節　広報の手段

○市民に周知すべき内容と手段を整理する。
○手引編　p.66～67 参照

災害時において、円滑に災害廃棄物等を処理し早期の復旧及び復興を図るため、市民への広報及び啓発は不可欠である。次に示す広報及び啓発を実施し、市民が冷静に迅速に対処できるよう配慮する。

表 5-2　災害廃棄物等の処理に関する広報及び啓発の内容

項　目	内容
平時の啓発	災害時の行動マニュアルの配付及びホームページでの公表 広報、パンフレット等を用いた定期的な啓発
収集及び分別方法	【初動期の収集運搬停止及び開始時期】 家庭ごみ排出の一時制限、家庭での保管期間及び収集開始時期 【家庭系ごみ】 〇収集方法 ・収集の開始時期及び排出場所 ・分別方法（分別区分） 〇処理困難物の排出方法 【災害廃棄物等】 〇災害廃棄物等 ・敷地内での保管及び撤去に係る方法 ・分別方法（分別区分） ・取扱い上の注意及び安全対策 〇処理困難物の排出方法 【し尿】 ・収集方法 ・仮設トイレ等の設置場所、使用方法等
損壊家屋	・解体、撤去に係る申請、方法、支援内容等 ・税法上の扱い、特例、補助金等
住民専用集積所 一次仮置場	・場所、搬入時間、曜日等 ・経路（場外及び場内）、案内図、配置図等 ・排出方法、分別区分等 ・持込んではいけないもの
避難所	・ごみの発生抑制、分別、排出方法等 ・ごみの集積所
市への問合わせ方法	・相談窓口の場所及び連絡方法
留意事項	〇災害廃棄物等であることの証明方法 ・住所記載の身分証明書、罹災証明書、被害届出証明書等 〇禁止事項 ・便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄、野焼き等

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 25-1】（令和２年３月 31 日）」

表 5-3　市民への広報及び啓発手段

情報伝達方法	内　容
デジタル媒体	市ホームページ、電話、防災行政無線、市内の施設で利用できる Wi-Fi、SNS（「X」、「LINE」など）、ｄボタン広報誌、むなかた NOW 等
アナログ媒体	広報紙、掲示板、回覧板、パンフレット、チラシ、ポスター（避難所及び電柱看板での掲示）等
マスメディア等	テレビ、ラジオ、新聞等
その他	広報車を通じた広報及び防災（避難）訓練
平時の啓発	市ホームページ、広報紙、パンフレット等を用いて平時から災害発生時の災害廃棄物等への対応を啓発

※参考資料：「災害廃棄物対策指針（技術資料）【技 25-1】（令和２年３月 31 日）」